

平成 27 年 6 月 11 日

居宅介護支援事業者 各位

長崎市介護支援専門員連絡協議会

会長 榎本 哲子

(公印省略)

介護保険負担限度額認定の更新及び新規申請（8月以降）の申請補助の対応について

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、8月より補足給付について新基準となります。それに伴い先日、長崎市介護保険課より更新手続きについての協力依頼が各事業者へ発送されています。新基準に伴った申請では、資産状況を証する物の写しが必要であり、介護支援専門員が申請代行した際に、「個人の資産状況」の確認部分で多くのトラブルが考えられます。

よって、トラブル防止の観点から、先日、長崎市介護保険課と「申請の補助代行の対応方法について」意見交換会を行い、以下のように対応フローチャートを作成いたしましたので、ご確認にいただき対応の程宜しくお願いいたします。

記

対応内容	注意点等
<p>ご本人、ご家族の方で申請可能</p>	<ul style="list-style-type: none">●ご本人、ご家族で申請業務が可能である場合でも、申請書の作成方法の説明は行う。●預貯金などの証明書の印刷は申請窓口で可能。●申請窓口は、最寄りの支所及び行政センターでも可能。●ご本人が申請書類の準備後、ご本人が窓口に行けない場合。郵送でも可能ではあるが、介護支援専門員が窓口申請を代行することは可能。●生活保護受給者は預貯金などの確認が必要ないので、申請代行は可能。
<p>対応不可場合</p>	
<p>ヘルパー等の同行により窓口申請の補助</p>	
<p>対応不可場合</p>	
<p>介護保険課へ対応方法の相談 心身状態による事由や家族関係等の問題等で申請ができない。</p>	

※以上の対応は、個人情報保護を目的としております。ケースバイケースでの対応を宜しく申し上げます。

以上